

B P W 和 歌 山 ク ラ ブ 規 約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本団体の名称は、B P W和歌山クラブとする。(以下「クラブ」という。)

(目的)

第2条 クラブは、働く女性の利益を促進し、女性の職業水準と社会的地位の向上を図るとともに、国内及び国外の男女も含めた他団体との連携を深めることを目的とする。

(所在地)

第3条 クラブの事務局は、役員会の定めるところに置く。

第 2 章 組 織 及 び 事 業

(会員)

第4条 クラブは、目的に賛同する働く女性（過去に職業に就いた経験を持つ者、又は将来職業的活動を希望する者を含む。）で組織する。

2 クラブへの加入は、会員複数の推薦による。

又、入会及び退会は、書面で届け出る。

(事業)

第5条 定例会を原則として毎月開催し、会員相互の親睦、研鑽、情報交換等を行うほか、クラブの目的の達成に必要な事業を行う。

第 3 章 議 決 機 関

(総会)

第6条 定時総会は、原則として年1回開催する。

2、臨時総会は、会長が役員会の承認を得て招集することができる。なお、役員 $\frac{1}{3}$ 以上、又は会計監査の請求があった場合、会長は速やかに臨時総会を召集しなければならない。

(総会の運営)

第7条 総会は、会員の $\frac{2}{3}$ の出席により成立する。但し、委任状をもって出席に代えることができる。

2、総会の議長は、出席者の互選により選出する。

3、総会の議決は、規約の改正を除き、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の権限)

第8条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び会計報告の承認
- (2) 事業計画及び会計予算の決定
- (3) 役員及び会計監査の選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他クラブの運営上重要な事項

第 4 章 執 行 機 関

(役員)

第9条 次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
書 記	2名
会 計	2名
事務局長	1名

2、会長は、クラブを代表し、会務を総括するとともに、役員会を招集し、議長となる。

3、副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合にこれを代行する

4、書記は、クラブの会務を処理する。

5、会計は、クラブの会計事務を担当する。

6、事務局長は、事務一般を処理する。

(役員を選出及び任期)

第10条 役員を選出は、総会において行う。

2、役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

なお、役員に欠員が生じた場合に、補充された役員任期は、残任期間とする。

(役員会)

第11条 役員会は、総会の議決に基づき、クラブの事業の企画運営を行う。

2、役員会は、総会の議決に要する事項についても緊急を要する場合に、これを処理することができる。この場合は、次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

(委員会)

第12条 クラブは、企画、組織、国際、広報、財務の5委員会をおく。

2、会員は、委員会のいずれかに所属する。

3、各委員会の委員長は会長がこれを任命する。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第13条 クラブの会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(会費)

第14条 会費は年1万8千円とし、1月及び7月に半額ずつ納入する。

但し、会計年度当初35歳未満の会員については1万円とする。

(会計監査)

第15条 会計監査(2名、任期2年)をおく。

2、会計監査は、クラブの会計及び決算報告を監査する。

第 6 章 改 正

(改正)

第16条 本規約は、総会において3分の2以上の賛成により改正することができる。

2、改正案は、総会開催に先立って、少なくとも2週間前に会員に通知する。

付則

この規約は、昭和61年 5月24日から施行する。

この規約は、平成 2年 2月10日一部改正する。

この規約は、平成 8年 5月18日一部改正する。

この規約は、平成19年 4月21日一部改正する。

この規約は、平成21年 3月28日一部改正する。

この規約は、平成22年 5月15日一部改正する。